

17 防衛省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成18年3月30日)及び1年ごとに定められる「防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき一般政策及び個々の研究開発を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式により事前評価が行われ、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により事後評価が行われている。このうち、評価の中心は、総合評価方式による事後評価である。
基本計画において、政策体系として1政策、6政策目標、7施策(広義)及び31施策(狭義)が示されている。計画期間の5年間に於いて、各々の施策に対する政策評価を、平均2回程度、網羅的に実施することが計画されている。
- ③ 事務事業レベルの政策の評価については、事前、中間段階、事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益である。
- ④ 個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

(注1) 評価書は、防衛省ホームページで公表されている。

<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 2件

政策名「事務活動における環境配慮」等2件すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 8件

事業名「対空戦闘指揮統制システム」等8件のすべてについて、得ようとする効果及び効果の把握の方法が具体的に特定されているが、事後的検証を行う時期が特定されているものは5件(62.5%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 7件

事業名「百里燃料貯蔵施設整備事業」等7件のすべてで、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが

期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

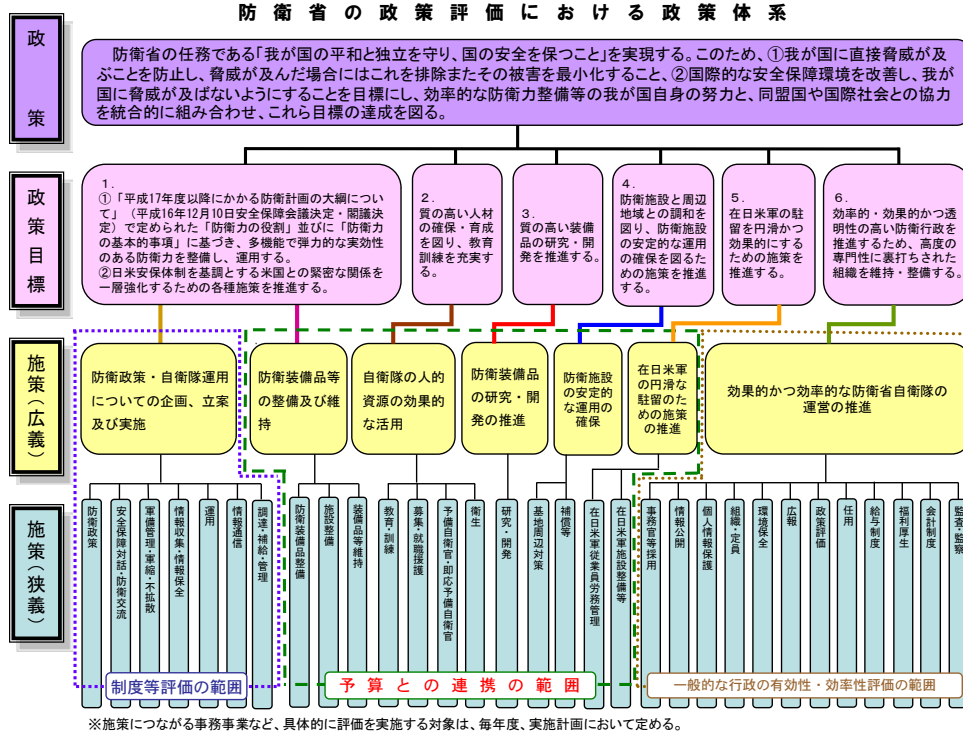
平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成 18 年 3 月 30 日)及び 1 年ごとに「防衛省における事後評価の実施に関する計画」が定められている。また、「防衛省政策評価実施要領」(平成 18 年 3 月 27 日)が定められ、これらに基づき、政策評価が行われている。

基本計画では、図表Ⅱ-17-①のとおり「防衛省の政策評価における政策体系」として 1 政策、6 政策目標、7 施策(広義)及び 31 施策(狭義)が示され、当該政策体系に従い、計画期間の 5 年間に於いて、各々の施策別に政策評価を、平均 2 回程度、網羅的に実施することが計画されている。

また、事前評価は、新規主要装備品等の整備(総事業費 10 億円以上のもの)、新規研究開発(技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究)、その他の新規事業(総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの)を対象として事業評価方式により行うこととされている。事後評価については、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式により行うこととされている。

事務事業レベルの政策を対象とした評価については、図表Ⅱ-17-②のとおり、事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益と考えられる。

図表Ⅱ-17-① 防衛省の政策評価における政策体系



(注) 防衛省の基本計画による。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ-17-②のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。また、事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。

このうち、総合評価方式による事後評価が、防衛省の事後評価の中心である。実績評価方式による評価は、防衛省の主要政策については行われていない。これについて、防衛省では従来から、防衛省の主要政策（防衛力整備等）は、周辺諸国との相対的な関係で決定されるなど、政策目標の数値化が困難であるためとしている。このことから、防衛任務を達成するために行う各種の施策等についての評価には、様々な角度からの分析が可能である総合評価方式による事後評価を中心として行っているとしている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発について、図表Ⅱ-17-②のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあるが、中間段階の評価については、評価対象となる10年未了の研究開発事業は少ないとしており、評価法施行後は実績がない。

図表Ⅱ-17-②

防衛省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義)・ 施策 レベル		<p><実績評価方式> 対象： 実績評価方式による評価 が適当と判断されるもの 実施状況： 平成 16 年 3 月 1 件 17 年 3 月 1 件 17 年 8 月 1 件 18 年 3 月 3 件 18 年 8 月 1 件 19 年 3 月 3 件 19 年 9 月 1 件 20 年 4 月 2 件</p>	<p><総合評価方式> 対象： 業務遂行のための制度、計 画、政策方針等 実施状況： 平成 15 年 4 月 16 件 16 年 3 月 10 件 16 年 4 月 1 件 16 年 8 月 3 件 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 13 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 12 件</p>
	事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ・新規主要装備品（総事 業費 10 億円以上のもの） ・その他の新規事業（総 事業費 10 億円以上のも の、その他重要なもの） 実施状況： 平成 14 年 9 月 8 件 15 年 8 月 9 件 16 年 8 月 8 件 17 年 8 月 6 件 18 年 8 月 9 件 19 年 9 月 5 件 20 年 9 月 8 件</p>	<p><事業評価方式> (中間) 対象： 開始からおおむね 10 年を 経過し、引き続き概算要求 する以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の新規事業（総事 業費 10 億円以上） 実施状況： 平成 14 年 9 月 7 件 15 年 8 月 2 件 16 年 8 月 2 件 16 年 12 月 1 件 17 年 8 月 2 件 18 年 8 月 1 件 19 年 9 月 1 件 20 年 9 月 1 件</p>	<p><事業評価方式> (事後) 対象： 実施を完了した以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の事業（総事業費 10 億円以上） 実施状況： 平成 15 年 4 月 5 件 16 年 3 月 4 件 17 年 3 月 3 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 6 件</p>
義務付け 4 分野の 政策	研究開発 事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： 新規研究開発（技術開発、 重要技術研究及び総事業 費 10 億円以上の技術研 究） 実施状況： 平成 14 年 9 月 10 件 15 年 8 月 10 件 16 年 8 月 12 件 17 年 8 月 12 件 18 年 8 月 7 件 19 年 9 月 11 件 20 年 9 月 11 件</p>	<p><事業評価方式> 対象： 開始からおおむね 10 年を 経過し、引き続き概算要求 する以下の事業 ・研究開発（技術開発、重 要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） 実施状況：-</p>	<p><事業評価方式> 対象： 実施を完了した事業 ・研究開発（技術開発、重要 技術研究及び総事業費 10 億 円以上の技術研究） 実施状況： 平成 15 年 4 月 10 件 15 年 5 月 1 件 15 年 12 月 3 件 16 年 3 月 7 件 17 年 3 月 12 件 17 年 8 月 1 件 18 年 3 月 8 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 12 件</p>
<p><特徴> 1 政策～6 政策目標～7 施策（広義）～31 施策（狭義）を評価対象とし、様々な角度からの分析が必要であるとして、主として総合評価方式による事後評価を実施している。また、政策の特性に応じた適切な評価方式を採用するとして、事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び実績評価方式による評価も実施している。</p>				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、個々の研究開発の評価についてはI-2-1参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

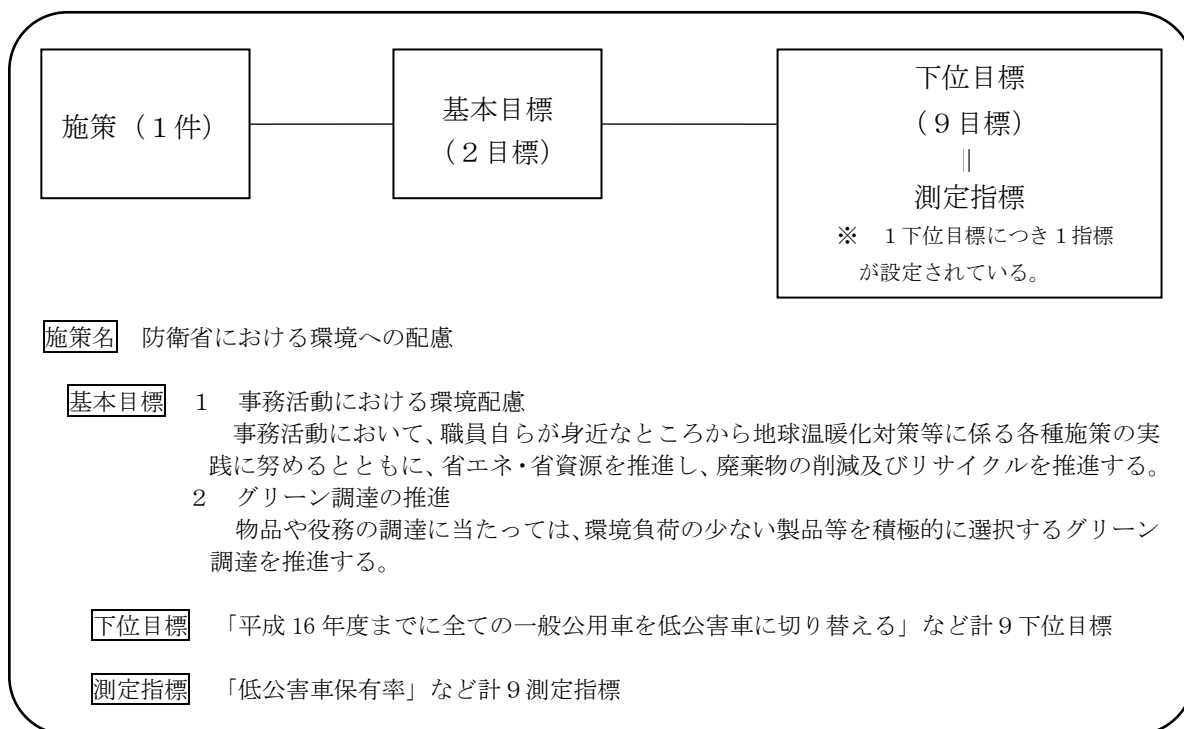
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された2件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表II-17-③のとおり、基本目標が設定されるとともに、それを具体化した下位目標が設定されている。下位目標には、その実績の推移を測定する指標が一つ設定され、達成しようとする目標値が設定されている。この下位目標の単位ごとに達成度合いの検証が行われ、評価の結果と今後の課題が整理されている。また、それらを束ねることにより基本目標についても評価の結果が整理されて示されている。

図表II-17-③ 防衛省における実績評価方式による評価の基本構造



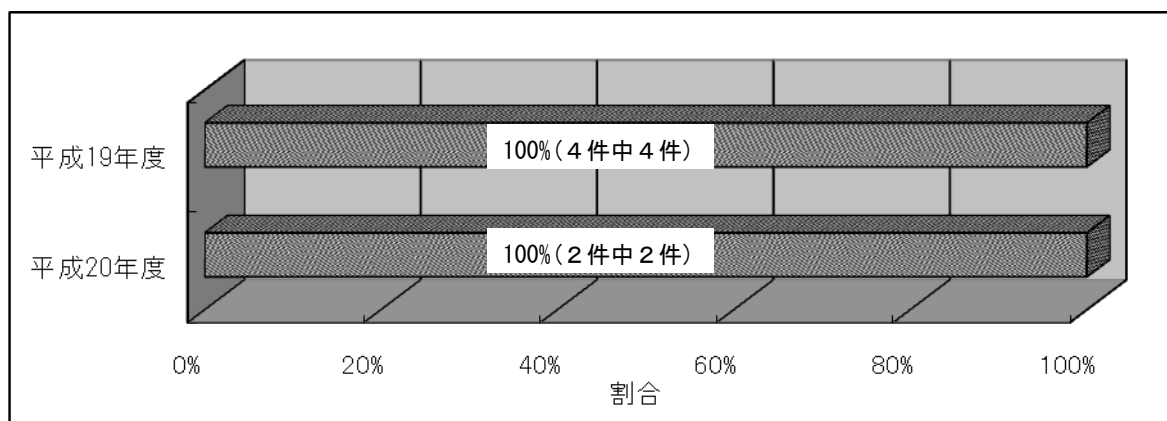
(注) 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－17－④のとおり、100%（2件中2件）であり、すべて達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－17－④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された8件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事前評価においては、政策の実施により得ようとする効果について、その状態を具体的に特定することが求められている。また、事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

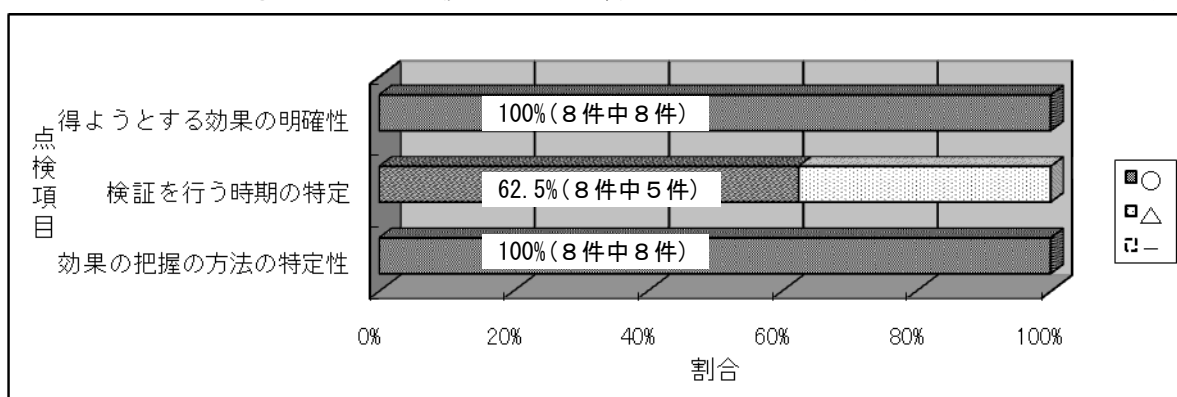
事業評価方式による事前評価については、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、8件すべてで得ようとする効果及び効果の把握の方法が特定されている。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されている割合についてみると、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、62.5%（8件中5件）であり、平成19年度の80.0%（5件中4件）を下回っている。

図表Ⅱ－17－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された7件（注2）を審査の対象とした。

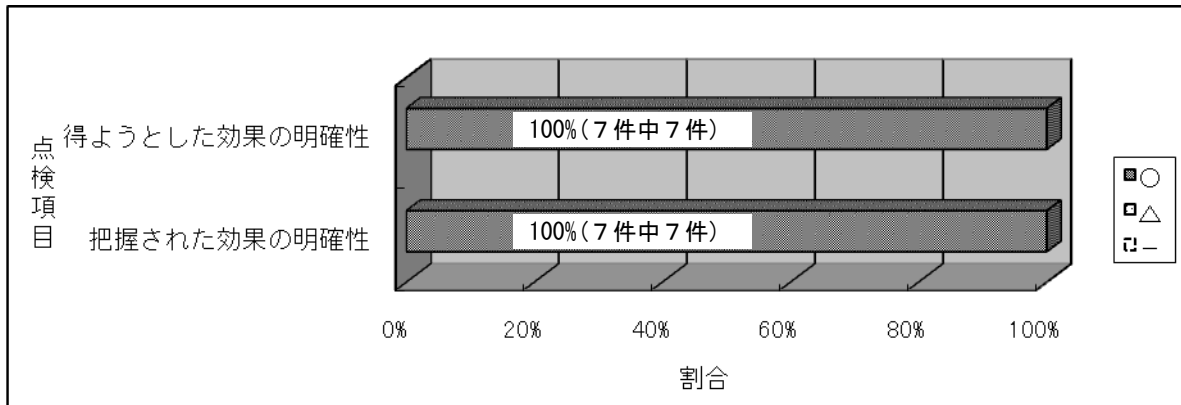
(注2) 事業評価方式による事後評価の7件のうち、6件については百里燃料貯蔵施設整備事業等に係る事業完了後の評価であり、1件については99式自走155mmりゅう弾砲の中間段階の評価である。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

事業評価方式による事後評価については、図表Ⅱ－17－⑥のとおり、7件すべてで得ようとした効果及び把握された効果が特定されている。

図表Ⅱ－17－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「ー」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「ー」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。